

広告等法規・行政情報

No.306

令和4年9～12月度

【国の行政機関等の動き】

I. 消費者庁関係

- (1) 公正競争規約4規約について一部変更を認定しそれぞれ官報に告示 …… 1
- (2) 合理的根拠なく健康食品の新型コロナ感染予防効果などをうたっていた通信販売事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（9月9日） …… 1
- (3) 令和4年4～6月及び7～9月のネット上健康食品等表示監視の結果、健康増進法違反のおそれがある事業者に改善を要請・指導 …… 2
- (4) 合理的根拠なくサプリメント摂取による健康改善効果等を表示していた事業者に景表法違反（有利誤認）で措置命令（11月18日） …… 2
- (5) 合理的根拠なくエアガン用BB弾の生分解性を表示していた5事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（12月23日） …… 3
- (6) 合理的根拠なくゴミ袋やレジ袋の生分解性を表示していた2事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（12月23日） …… 4
- (7) 合理的根拠なく釣り用の疑似餌の生分解性を表示していた事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（12月23日） …… 4
- (8) 合理的根拠なくカトラリーやストローなどの生分解性を表示していた2事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（12月23日） …… 5

II. 経済産業省関係

- (1) 大臣官房調査統計グループ、「特定サービス産業動態統計調査」広告業令和4年7月～10月の結果まとめる …… 6

【地方公共団体等の動き】

III. 兵庫県

- (1) 他県産和牛を但馬牛と表示していた焼肉店事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（12月21日） …… 6



公益社団法人 東京広告協会

TOKYO ADVERTISING ASSOCIATION

【国の行政機関等の動き】

I. 消費者庁関係

- (1) 一部変更が申請されていた公正競争規約 4 規約について、景品表示法の規定に基づき認定し官報に告示した。

ペットフード公正取引協議会により申請された「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の一部変更を 9 月 7 日に認定し 9 月 28 日に告示した。ペットフードの安全性の確保を図るためなどの変更が行われたもので、告示の日から施行された。

全国小売酒販組合中央会により申請された「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」の一部変更を 9 月 12 日に認定し 9 月 28 日に告示した。成年年齢の引下げに伴う条文の修正など所要の変更が行われたもので、告示の日から施行された。

全国削節公正取引協議会により申請された「削りぶしの表示に関する公正競争規約」の一部変更を 11 月 4 日に認定し 11 月 24 日に告示した。食品表示基準との整合性を図るため、「原料原産地名」の事項が新たな原料原産地表示制度に対応するものに改められ、原料原産地表示の対象が従来の対象だったかつお削りぶし以外の削りぶしにも拡大されるなどの変更が行われたもので、告示の日から施行された。

全国味噌業公正取引協議会により申請された「みその表示に関する公正競争規約」の一部変更を 11 月 10 日に認定し 11 月 30 日に告示した。原料原産地表示を義務付けるなど食品表示基準の改正に伴う変更及び不当表示の禁止に関する変更などが行われたもので、告示の日から施行された。

- (2) 合理的根拠がないにもかかわらず新型コロナウイルス感染予防効果などをうたい健康食品を販売していた通信販売事業者に対し 9 月 9 日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、山田養蜂場（岡山県苫田郡）。同社は、健康食品「ビタミンD+亜鉛」、「1stプロテクト」及び「2ndプロテクト」を販売するにあたり、自社ウェブサイトやプレスリリース配信ウェブサイト、及びダイレクトメールに、商品の容器包装の画像と共に「新型コロナウイルス“第6波”に警戒を <感染>と<重症化>どちらも予防したい…お客さまの声に添って『ビタミンD+亜鉛』、「<感染対策>&<重症化予防>に大切な 5 つの栄養素を<一粒>に凝縮！ ～ビタミンD、亜鉛に加え、3つのビタミンA・B6・Cをプラス。リスクに備え、丈夫な身体の維持を～」、「ミツバチの恵みがコロナ時代を生

き抜く力を引き出す」などと、あたかも本商品を摂取することで新型コロナウイルスの感染予防及び重症化予防の効果を得ることができるかのように表示していた。そのため、同社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料は合理的な根拠を示すものとは認められないものであり、これらの表示は優良誤認表示だった。

- (3) 令和4年4～6月及び同7～9月の期間に、インターネットにおける健康食品などの虚偽・誇大表示についてそれぞれ監視を行い、健康増進法第65条（誇大広告の禁止）第1項の規定に違反するおそれのある表示をしていた事業者に対し表示の改善要請及び改善指導を行った。

同監視業務は、ロボット型全文検索システムを使用し、インターネット上の健康食品などの表示をキーワードにより無作為検索したうえ、検索された商品のサイトを目視により確認した。検索のおもなキーワードは、疾病の治療または予防を目的とする効果があるかのような表現（4～6月：「心筋梗塞」「もの忘れ」「花粉症」等、7～9月：「脳梗塞」「認知機能」「アトピー」等）、身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現（4～6月：「免疫力」「若返り」「筋肉増強」等、7～9月「免疫力」「不眠症」等）、身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変える効果があるかのような表現（4～6月：「薄毛」「ダイエット」等、7～9月：「足痩せ」「美白」等）など。

結果、生鮮食品、加工食品、飲料等及びいわゆる健康食品の商品について、4～6月の監視では201事業者の202商品、7～9月の監視では206事業者の207商品に健康増進法に違反するおそれのある文言などを含む表示を行っていたことを確認したため、改善要請、改善指導をそれぞれ当該事業者に対して行うとともに、出店するショッピングモールの運営事業者にも表示適正化への協力を要請した。

- (4) 合理的根拠がないにもかかわらず商品のサプリメントを摂取することで難病の改善効果や免疫機能を活発にする効果、新型コロナウイルス感染予防効果などが得られるかのように表示していた食品販売事業者に対し11月18日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、免研アソシエイツ協会（大阪府大阪市）。同社は、サプリメント商品の「免研糖鎖機能性食品G」、「糖鎖エキスプレミアムLD」、「免研・糖鎖グミゼリー」及び「免研 ツバメの巣グミ」など10商品を販売するにあたり、チラシに「難病改善に!!糖鎖の重要性」、「糖鎖栄養

機能食品 3 シリーズ 細胞膜表面糖鎖生合成成分。免疫賦活効果、腫瘍、感染症の予防、「油断大敵…糖鎖サプリで自己治癒力アップ コロナ終息?…変異株『オミクロン』の脅威がまた! 糖鎖サプリ再登場 糖鎖・細胞レベルでの免疫力を元気に!!」、
「物忘れ・耳鳴り・難聴・めまいに! 免研オメガ-PS 『中枢賦活機能表示』で米国FDAが承認:PS (大豆抽出物・ホスファチジルセリン) 『認識機能不全又は痴呆のリスク軽減』の承認。」などと、あたかも本商品を摂取すれば成分の作用により、がんや難治性の疾患を改善する効果、免疫機能を活発にする効果、腫瘍及び感染症を予防する効果、免疫力が高まり新型コロナウイルスの感染を予防する効果、物忘れ、耳鳴り及びめまいを改善する効果などが得られるかのように表示していた。そのため、同社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料については合理的な根拠を示すものとは認められないものだったことに加え、表示によっては期間内に資料が提出されず、これらの表示は優良誤認表示だった。



(消費者庁HPより)

- (5) 合理的根拠がないにもかかわらず、エアガン用BB弾が生分解性を有しているかのように表示していた販売事業者 5 社に対し12月23日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、セクトー（大阪府大阪市）、東京マルイ（東京都足立区）、晴和（埼玉県狭山市）、ライラクス（大阪府東大阪市）及びGuay Guay Trading Co., LTD.（台湾新北市）。5社は、「PGB-01 ポタニカルバイオBB弾0.20g」、「最上級SUPERIOR 0.25BB」、「HITCALL 0.2g」 「ハイバレットBBバイオ0.20g 1kg」、「【G-07-189】 1000 shots PACK 0.20G Tracer BB (green)」などのエアガン用BB弾を販売するにあたり、自社ウェブサイト、商品パッケージ及びポスターに「屋外フィールドの必需品!!100%分解される高品質の生分解エコロジーBB弾。」、「[生分解プラスチック・ポリ乳酸とは] ポリ乳酸は、環境中の水と微生物によって、最終的には二酸化炭素と水に分解される素材です。」、

「生分解素材のBB弾 地球環境にやさしい植物由来の素材やミネラル成分で構成された、石油系の原材料を一切使用していないBB弾です。土の中や水中の微生物によって、地表落下後に水と二酸化炭素に分解されるため、屋外フィールドでの使用に適しています。」「約140日で微生物の力により分解！（テスト環境：平均気温21℃／平均湿度62%）」、「Bio BBs from G&G Armament are true bio degradable, well received by world market and environmental friendly sites.」などと、あたかも本件BB弾を使用後に地表に残されたままでも土壌中や水中の微生物により水と二酸化炭素に分解される生分解性を有しているかのように表示していた。そのため、5社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料は合理的な根拠を示すものとは認められないものであり、これらの表示は優良誤認表示だった。

- (6) 合理的根拠なく、商品のゴミ袋、レジ袋やプラカップなどについて生分解性をうたい販売していたプラスチック製品等販売事業者に対し12月23日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、TJC（東京都墨田区）及びネットワーク（東京都台東区）。2社は、「生分解性ゴミ袋45L」、「生分解性レジ袋」、「PLAプラカップ」、及び「エコ エチケット袋」を販売するにあたり、ウェブサイト、商品パッケージ及び商品本体に「PLA+PBATポリ乳酸 環境に優しい 完全生分解性プラ 脱プラ対策」、「PLA樹脂（ポリ乳酸）とは、ポリ乳酸は環境中の水分により加水分解を受けて低分子化され、微生物などにより最終的には二酸化炭素と水にまで分解されます。」「生分解されるので地球に優しい。」「約2年で生分解される地球に優しいウンチ袋」などと表示することにより、あたかもこれらの商品は投棄され又は埋め立てられても自然環境中で微生物により水と二酸化炭素に分解される生分解性を、また、使い捨てられてもゴミ廃棄場や自然環境中で約2年で生分解される生分解性を有するかのように表示していた。そのため、2社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料は合理的な根拠を示すものとは認められないものであり、これらの表示は優良誤認表示だった。

- (7) 合理的な根拠がないにもかかわらず、釣り用の疑似餌商品が生分解性を有しているかのように表示していた釣り用品販売事業者に対し12月23日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、マルキュー（埼玉県

桶川市)。同社は、「パワーイソメ (中)」、「パワークラブ (M)」、「ハイパー紅雪」、「エコギア熟成アクア バグアンツ3.3インチ」、「熟成タイラバアクア クワセカーリースリム (増量)」など釣り用の疑似餌31商品を販売するにあたり、商品パッケージ、ウェブページ、会報「投げ釣り」における広告、及びカタログなどに、「生分解 生分解性くわせエサ」、「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」、「『パワーイソメ』は全て水中で二酸化炭素と水に分解します。大切な自然にダメージを与えません。」、「『ECOGEARAQUA』分解過程」との記載と共に、物が崩壊していく様子を示すイラスト及び「①湖底に根がかり。▶②成分の溶出 味成分 (主としてアミノ酸) や添加剤が水中に溶出します。溶出した成分は安全性・分解性が高く、環境に対して全く害はありません。▶③微生物による分解 自然環境中 (土壌や淡水・海水) の微生物 (バクテリア) によって徐々に分解されていき、最終的には安全な水と二酸化炭素になります。→CO₂→H₂O」などと、あたかも本商品は使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって分解される生分解性を有しているかのように表示していた。そのため、同社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料は合理的な根拠を示すものとは認められないものであり、これらの表示は優良誤認表示だった。



(消費者庁HPより)

(8) 合理的な根拠なく、カトラリーやストローなどの生分解性をうたって販売していた事業者2社に対し12月23日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

不実証広告規制により、優良誤認で措置命令を受けたのは、BMターゲット (京都府京都市) 及びみやこ (広島県福山市)。2社は、「PLAフォーク・ナイフ・スプーンセット」、「PLAストロー」、「90mm口径12オンス バガス二重カップ (PLAコート)」、「環境に優しい植物性プラスチックカップ (PLA) 1オンス」、「環境に優しい植物性プラスチックSW95 PLA DOME LID (蓋)」など計25商品を販売するにあたり、ウェブサイト、商品パッケージ及びメールマガジンなどに「堆肥化可能な生分解性PLAを使っののカトラリーは約三か月で土に還ります。脱プラは必要ですが、カトラリーとしても強度も必要であり、このBMTトウモロコシPLAカトラリーは

ecoと利便性を兼ね備えた商品です。」「PLA 環境にやさしい 海に還る生分解性」
「このコップは、環境にやさしいトウモロコシなどの植物を原料とした生分解性プラスチックです。」「使い捨てでも環境にやさしい、“土に還る”プラカップ特集」などと、あたかも本商品は土や海に還る生分解性を有しているかのように表示していた。そのため、2社に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料はいずれも合理的な根拠を示すものとは認められないものであり、これらの表示は優良誤認表示だった。

II. 経済産業省関係

- (1) 大臣官房調査統計グループは、「特定サービス産業動態統計調査」広告業令和4年7月～10月分の調査結果をまとめ、公表した。

広告業の業種別売上高の前年同月比は次のとおりとなっている。

広告業の業種別売上高前年同月比（％）

	7月	8月	9月	10月
売上高合計	89.2	88.6	91.3	97.3
4媒体広告	94.4	88.6	92.8	90.3
新聞	107.0	95.5	94.6	68.1
雑誌	80.0	85.4	110.6	77.2
テレビ	92.8	87.6	91.8	95.9
ラジオ	98.5	94.6	95.3	91.2
屋外広告	77.5	103.2	112.8	152.7
交通広告	82.5	84.7	101.2	121.8
折込み・ダイレクトメール	100.0	100.7	105.3	90.1
海外広告	619.4	16.2	18.2	122.6
SP・PR・催事企画	104.7	80.9	88.9	98.1
インターネット広告	104.9	105.8	102.2	103.6
その他	64.8	79.9	83.4	97.6

【地方公共団体等の動き】

III. 兵庫県

- (1) 他県産の和牛を但馬牛と表示していた焼肉店事業者に対し12月21日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

優良誤認により措置命令を受けたのは、竹田屋（兵庫県朝来市）。同社は、観光客向け3面折りリーフレット、団体客向けチラシ、ウェブサイト及び看板などにおいて、「但馬牛焼肉竹田屋 どうぞ「但馬牛専門店」の当店へお越しください」、「但馬牛といえば“竹田屋”」、「但馬牛焼肉竹田屋 徹底した但馬牛の本質にこだわり 厳選した但馬牛の焼肉と地場野菜 創業以来オーナーが自ら厳選した但馬牛を使用しているメニューの数々はどれも絶品です 特上の但馬牛と地場野菜を是非ご堪能下さい 但馬牛を味わう様々なコース料理 竹田城コースは最上級の但馬牛を余すところなく堪能できる全15品」などと記載し、あたかも但馬牛を提供しているかのように表示していたが、実際は但馬牛を仕入れておらず、他県産和牛を提供していた。

広告等法規・行政情報

広告等法規・行政情報／第306号（令和5年2月発行）

編集・発行 公益社団法人 東京広告協会 法務政策委員会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-17 電通銀座ビル7階

TEL. 03(3569)3566 FAX 03(3572)5733

URL <http://www.tokyo-ad.or.jp/>

E-mail info@tokyo-ad.or.jp
